

インバウンド更新商品約款

第1条(目的)

1. 本約款は、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)が提供するインバウンド更新商品(以下「本サービス」といい、次条に定める)を利用する契約者(当社との間で本サービスにかかる利用契約を締結した者をいう)と当社との契約条件を定めることを目的とする。
2. 本サービスの利用に関しては、本約款に定めのない事項は、インバウンド 外国語版基本プラン定期約款又は掲載サービス約款が適用される。本約款とインバウンド 外国語版基本プラン定期約款及び掲載サービス約款の定めが相違する場合は、本約款の定めが優先して適用されるものとする。

第2条(本サービス)

1. 本サービスは以下のとおりとする。
 - (1) ぐるなび外国語版PR文の翻訳
 - (2) ぐるなび外国語版金額、テキスト、画像修正
 - (3) ぐるなびが外国語版PR文の翻訳
 - (4) ぐるなび外国語版ページのコピー対応
 - (5) その他更新サービス
2. 本サービスの詳細(本サービスの構成または機能等を含むがこれらに限られない)については、当社が決定し、当社はこれを随時自由に見直すことができる。

第3条(契約の成立)

1. 本サービスの利用を希望する者(以下「利用希望者」という)は、当社に対し、当社所定の手続に従って申込書(ウェブ上の画面を含み、以下あわせて「申込書」という)を提出すること(申込の意思表示することを含む)により本サービスの利用を申込みものとする。
2. 利用希望者は、当社の請求があった場合には、申込書のほか、当社が必要と判断した書面等の提出に応じるものとする。
3. 当社は、利用希望者が第1項の規定による申込みを行ったことをもって、契約者が本約款の内容のすべてに同意したものとみなします。
4. 当社は、前項の規定により利用希望者からの申込みを承諾するか否かを決定したときは、その結果を当社所定の方法により当該利用希望者に通知するものとする。なお、当社は、申込みを承諾しない場合、利用希望者に対してその理由を通知する義務を負わず、利用希望者はこれに異議を述べることができないものとする。
5. 本約款をその内容とする契約(以下「本契約」という)は、当社が利用希望者の申込みを承認した時点をもって成立するものとする。

第4条(利用料金および支払い条件)

1. 本サービスの利用料金は、申込書において定める額とする。
2. 契約者は、申込書および当社が別途発行する請求書の記載内容に従い、利用料金を支払うものとする。

第5条(キャンセル)

契約者は本サービスの申込後に本サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセル料として本サービスの利用料金全額を当社に対し支払う義務を負うものとする。

以上

制定日 2022年11月22日